

## 生活保護基準の引き下げを中止するよう国に意見書提出を求める請願

国は、生活扶助基準を本年8月より3年間で670億円(6.5%…国費ベース)と削減するとして、本年8月1日より生活扶助の基準額等の切り下げを開始しました。これは、食費や光熱費が高騰しているなかで、生活保護世帯の家計を大きく圧迫するものです。

例えば、母：41歳と息子：12歳の母子家庭では、生活扶助費(128,330円)がこの8月1日から月額で4,000円引下げとなり、平成27年4月には月額で12,010円も削減され、子どもの成長にとって重大な悪影響を与え、貧困の連鎖を生みだすものとなります。

また、70歳以上の高齢者の独り世帯では、生活扶助費(75,770円)が、8月1日から、月額1,080円、27年4月には3,240円の削減となり、すでに行われた「老齢加算」の廃止による1万7,930円の削減と合わせると月額2万円超も引下げとなり、親戚・友人の葬儀にもつきあえないで人生最終の時を貧しく寂しく過ごすこととなっています。

今回の引下げの理由としているものは、次の2つで、あまりにも不当なものです。

第1に、社会保障審議会生活保護基準部会が、「生活扶助基準と対比する一般低所得世帯として、年間収入階級第1・十分位層を設定した。(同報告)」ことで、つまり、最も所得の低い10%(貧困層16%のうちの低い方の10%)を基準にして生活扶助額を算出し1.72%の引下げをはかったもので、これではセーフティネットの役割は果たせません。

第2に、政府は、基準部会での引下げ率がまだ足りないとして、これまで採用したことのない「デフレ論」を持出し、しかも、物価のピーク時(平成20年)を基準としこれを過大に見積もり4.78%下がったとして、合計6.5%の削減を打ち出したものです。

生活保護費の見直しが前回されたのは平成15年度(0.9%減)と16年度(0.2%減)です。従って、物価指数を見るならば平成16年~24年の期間で見ると、この間の物価は、品目総合で1.0下がっています。しかし下がったものはぜいたく品で、家具・家事用品が22.5、教養娯楽費が14.3下落していますが、逆に低所得者の必需品である食料品2.0、水道光熱費では14.0もあがっており、保護費の引下げは生活の破壊をひきおこします。

このように正当な理由のない今回の生活扶助費等の引下げは、厚生労働大臣の裁量権を逸脱した不当なものであります。政府は、生活保護バッシングを行うことで不当な引下げを合理化しようとしていますが、「不正受給」は、全体の0.5%(厚労省発表)であり、まじめな受給者と意識的な不正受給…犯罪者とは明確に区別をすべきものです。

よって、この度の生活保護費の引下げについて、3年間にわたる引下げを中止するよう国に対し強く求める意見書提出を求めます。